

あなたと福祉サービスをつなぐ 日常生活 にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう 自立支援事業

福祉サービス利用援助事業

生活の困りごとに対して福祉サービスを利用しながら、
地域で暮らし続けることをお手伝いする事業です。

利用できる方は



判断能力の低下により自立した地域生活を送るために福祉サービスの利用援助が必要な方です。

現在福祉サービスを利用中もしくは、利用調整中であり、契約内容を理解でき、この事業の利用を希望される方が対象となります。



福祉サービスを利用するための援助を 必要としている方とは？



生活の課題（最近買い物に行くのが大変、食事を作るのが大変、お風呂に入るのが大変、家の掃除をするのが大変等）に対して福祉サービスを利用すれば安心して地域（自宅・GH等）で暮らせるが

- どのような福祉サービスがあるのかわからない方。
- 福祉サービスを利用するために支援が必要な方。等です。



支援内容は



社会福祉協議会の専門員・生活支援員が、契約と支援計画に基づいて行います。

利用者の生活に必要な幅広い領域の情報をお届けし、必要な援助者や必要な福祉サービスへとつなぎ、見守りと助言による自立支援を行います。





オプション支援

福祉サービスを利用するため援助が必要な方へのオプション支援

オプション 1 日常的金銭管理サービス

オプション 2 書類等預かりサービス

対象とならない方(例)

- お身体に障害があるが判断能力に問題がない方
- 生活の課題が金銭管理で、金銭管理をすれば生活の課題が解決する方（浪費癖の方）
- 福祉サービスは利用しているが、福祉サービスを利用するための援助が必要ない方
- 福祉サービス利用援助事業の制度理解や契約内容の理解ができない方
- 入院中で退院日が具体的に決まっていない方
- 養護老人ホーム入所、特別養護老人ホーム入所、老人保健施設入所、救護施設入所、障害者施設入所等により、施設外の福祉サービスの利用援助を必要としない方
- 高額預貯金1,000万円以上ある方
- 収入がない方
- 借財があり返済計画が立っていない方
- オプションのみの利用を希望する方

※上記以外でも対象とならない場合があります



利用料について

支援に要した時間、移動距離により利用料を徴収します



1時間:1,300円 (R7.4.1~)



1km:30円 (R7.4.1~)

(貸金庫使用の場合は実費負担をいただきます)

利用を希望する場合は

契約をして利用を開始します。

まずは、あなたのまちの社会福祉協議会にご相談ください。



あなたのまちの
社会福祉協議会は
こちら

社会福祉法人 長野県社会福祉協議会
相談事業支援センター

TEL.026-226-2036 FAX.026-291-5180

市町村社協一覧
サイト

